福祉・介護特集号

平成30年(2018年) **4月1日号**

第7期 高齢者福祉計画·介護保険事業計画

(計画期間:平成30年度~平成32年度)

今後の3年間を見通す新しい福祉・介護の計画です。急激な時代の変化を見据え、「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

【問合せ】福祉保健部 介護保険課 ☎773-6675

全国的に高齢化が急速に進行し、総務省の人口推計によると、総人口が減少する中で、20年後には3人に1人が高齢者となると推計されています。

本市においても、平成28年9月末で高齢化率が30.0%を超え、全ての団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)には、高齢化率が35.1%になると推計されており、認知症高齢者の急激な増加も見込まれる中で、急速な少子高齢化社会を迎えることとなります。

このような背景を踏まえ、本計画においては、平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、介護・予防・医療・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指す、「地域包括ケア計画」と位置付け取組を進めます。

基本理念

心豊かに元気に暮らし、地域ぐるみで支えあうまち

■基本目標

- ◎ 介護予防と重度化防止の推進
- ◎ 高齢者の社会参加と自立支援
- ◎ 安心して利用できる福祉サービスの充実
- ◎ 共に支えあう地域力の構築

高齢者人口の現状と推計

本市の人口は57,734人(平成29年9月末時点)で、毎年1.0%程度の減少が続いています。一方で、高齢者人口は17,818人(同時点)で、毎年2.0%程度増加の傾向にあります。生産年齢人口が著しく減少していく中で、高齢者人口は今後ピークを迎えることとなります。

(各年度9月末時点 単位:人)

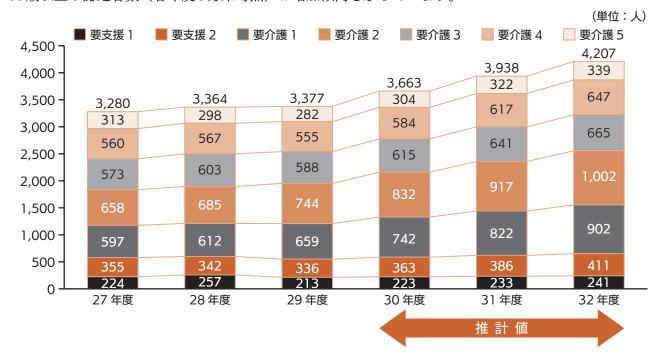
区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
総人口	58,995	58,337	57,734	57,325	56,905	56,488
高齢者人口	17,149	17,475	17,818	18,058	18,368	18,676
前期高齢者	7,672	8,010	8,344	8,560	8,848	9,136
後期高齢者	9,477	9,465	9,474	9,498	9,520	9,540
高齢化率	29.1%	30.0%	30.9%	31.5%	32.3%	33.1%

推計値

※第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、市公式ウェブサイトで閲覧及び印刷をすることができます。市役所各庁舎でも閲覧することができます。(http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp)

要介護認定者の現状と推計

65歳以上の認定者数(各年度9月末時点)は増加傾向を示しています。



■高齢者福祉サービス

高齢者の生きがいづくりや社会で活躍するための場の提供と、自宅で安心した生活を続けることができ るように介護サービス以外の在宅生活への支援や、多様な住まいや憩いの場の提供を行います。高齢者が、 地域のなかで生きがいを持ち、安心して暮らし続けられるよう、サービスの周知・広報を行い、高齢者福 祉サービスに取り組みます。

生きがい づくり	・老人クラブ・シルバー人材センター	老人クラブに活動費の一部を助成します。シルバー人材センターは、 高齢者の仲間づくりや生きがいづくり、介護予防、就労活動に役立っ ています。		
349	・敬老会事業 ・長寿祝い	各地域で行われる敬老会事業に助成します。また、米寿(88歳)の方 に祝い状、100歳の方に祝金と祝い状を贈呈します。		
	・紙おむつ給付事業	在宅の寝たきり高齢者等に紙おむつを給付し、介護にあたる家族の負 担軽減を図ります。		
	• 緊急通報装置貸与事業	ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与し、急病や災害時に、親 類や近隣者に緊急事態を知らせます。		
生活支援	・高齢者及び要配慮世帯住宅 除雪援助事業 自宅の除雪を自力で行うことが困難な高齢者及び要配慮世帯に対 屋根雪の除雪費用の一部を援助します。			
	• 在宅要介護高齢者家族手当 支給事業	家庭で一定期間、重度要介護者を介護している家族に対し、手当を支 給します。		
	・高齢者・障がい者向け住宅 整備費補助事業	高齢者及び障がい者の自立した生活支援と介護者の負担軽減のため、 住宅の改造や改修費用の一部を補助します。		
住まい	・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム等	養護老人ホームは、経済状況や家庭環境等により自宅で生活することができない高齢者を受け入れる施設で、魚沼荘(定員70人)が整備されています。軽費老人ホームは、ケアハウス2か所が運営されています。有料老人ホーム等については、住宅型有料老人ホーム2か所及びサービス付き高齢者向け住宅1か所が運営されています。		
憩いの場	・福祉センター・老人福祉センター	福祉センターは、「しらゆり」が整備されています。老人福祉センターとして、大和老人福祉センター・塩沢老人福祉センターの2か所が整備されています。		

地域支援事業の推進

地域支援事業は、被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態となっても、可 能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。全市 町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業のほか、市町村の判断により実施する任意 事業に分類されます。また、従前の介護予防事業が一般介護予防事業となったため、介護予防・生活支援 サービス事業と一般介護予防事業が、対象者の状態の変化により相互に提供できるよう組み立て、総合事 業としてサービスの提供のみならず、より介護予防に重点を置いた取組を推進していきます。あわせて介 護を担う方々の支援や、ボランティア団体の育成、高齢者の権利擁護等、この地域で安心して生活できる 環境づくりを目指して活動します。

日常生活支援総合事業介護予防・	介護予防・ 生活支援 サービス事業	訪問型サービス通所型サービス生活支援サービス介護予防ケアマネジメント	掃除・買い物等の日常生活支援や、機能訓練等の介護予防サービスを提供します。低栄養状態の改善が必要な方には栄養改善及び安否確認を目的とした配食サービスを行います。		
抜総合事業	一般介護	介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業 予防事業対象者把握事業	高齢者の生活機能全般の改善を目的とし、生活習慣病予防や 転倒予防に向けて筋力訓練等を行うとともに、日常生活動作 の向上や社会活動への参加、生きがいづくりを含めた介護予 防事業を行います。		
包排	舌的支援事業	総合相談支援業務 権利擁護業務 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	相談内容に即して継続した支援をするとともに、サービス及 び制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。そ の過程で、権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合に は、成年後見制度等の諸制度を活用して対応します。		
	↑護給付費等費用適正化事業 家族介護支援事業 その他の事業 成年後見制度利用支援事業 地域自立生活支援事業		認知症高齢者に対する見守り体制の構築を図ります。低所得の高齢者で成年後見制度が必要な方に対し支援します。介護予防・日常生活支援総合事業の配食サービス対象外の方で必要な方に対して、食事・栄養確保を重視した取組を進めます。		
	認知症総合支援事業		認知症初期集中支援チームを設置し、認知症高齢者の早期診断、治療、サービス導入を図ります。また、南魚沼地域在宅医療推進センターと協働して医療・介護の連携を推進します。 住民や民間団体等が主体となった生活支援サービス提供の仕組みづくりも推進します。		

■ 介護保険サービス基盤の整備

介護保険給付の基本は、居宅における自立であり、在宅で生活している要支援・要介護高齢者の多様な ニーズに対応し、介護サービス利用者に満足していただけるよう居宅サービス・地域密着型サービスの充 実に重点を置いて、介護保険サービス基盤の整備を計画しています。

居宅サービス

性空华凯】民老先迁众藩	平成30年度	介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホームやサービス付き		
特定施設入居者生活介護	1か所(3人)	高齢者向け住宅です。		

地域密着型サービス

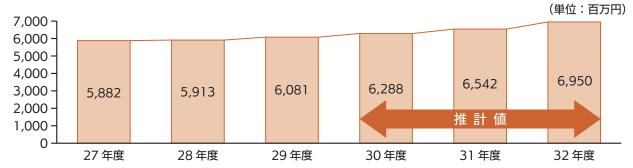
認知症対応型グループホーム	平成30年度	認知症の高齢者が少人数の家庭的な雰囲気の中で共同生活する住
	2か所 (19人)	
看護小規模多機能型居宅介護	平成30年度	看護師を配置し、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わ
	1か所(25人)	せてサービスを提供します。
小坦塔名機能型尺字公諾	平成32年度	通いによるサービスを中心に、訪問や宿泊を柔軟に組み合わせて
小規模多機能型居宅介護	1か所(25人)	利用できます。

施設サービス

特別養護老人ホーム		寝たきりや認知症等で常に介護が必要で、在宅での生活が難しい 人のための施設です。
介護医療院	平成32年度 1か所(48床)	日常的に医学管理が必要な状態の重い高齢者が入所対象となりま す。

▋介護保険事業の給付費の実績と推計

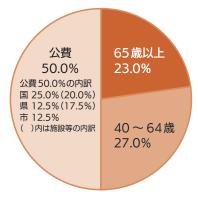
介護保険事業にかかる経費(給付費)は年々増加しています。(29年度は1月時点での実績見込み)



介護保険事業費の財源構成

介護保険事業費の財源は、法律で負担する区分が定められています。 国(25.0%(施設等20.0%))、県(12.5%(施設等17.5%))、市(12.5%) の公費負担と、被保険者からの保険料収入で50.0%ずつ負担します。 保険料収入のうち40歳から64歳までの方で27.0%を、65歳以上の方 で23.0%を負担します。

市が条例で定める介護保険料は、65歳以上の方(第1号被保険者)の 保険料です。



■介護保険料の算定と所得段階区分

第1号被保険者が平成30年度~32年度の3年間で負担しなければならない介護保険事業費は43億円ほ どと見積もられます。基準となる第5段階の方は月額で6,351円の負担が必要で、第6期と比べて9.3%の 上昇となります。介護保険料は負担能力に応じて段階を設けています。

所得段階	対象となる方			介護保険料年額
第1段階	- 世帯全員が 市民税非課税	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者	0.45	34,200円
- 第 段陷		前年の合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.45	
第2段階		前年の合計所得と課税年金収入の合計が80万円を超え、 かつ120万円以下	0.75	57,100円
第3段階		前年の合計所得と課税年金収入の合計が120万円を超える	0.75	57,100円
第4段階	世帯の誰かが市	前年の合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.90	68,500円
第5段階	民税課税で本人 は市民税非課税	前年の合計所得と課税年金収入の合計が80万円を超える	1.00	76,200円 基準月額 6,351円
第6段階		前年の合計所得が120万円未満	1.20	91,400円
第7段階	本人が市民税課税	前年の合計所得が120万円以上200万円未満	1.30	99,000円
第8段階		前年の合計所得が200万円以上300万円未満	1.50	114,300円
第9段階		前年の合計所得が300万円以上400万円未満	1.70	129,500円
第10段階		前年の合計所得が400万円以上500万円未満	1.75	133,300円
第11段階		前年の合計所得が500万円以上	2.00	152,400円

■所得の低い方等への配慮・利用者負担の軽減

退職や離職、病気やけが等による収入の減少や、災害による被害を受けた等の理由により、保険料を納 めることが困難な場合で生計が困窮していれば、その世帯の収入の状況、被災の状況等に応じて保険料を 減免します。

利用者負担の軽減として、特定入所者介護サービス費・高額介護サービス費・高額医療合算介護サービ ス費の支給、社会福祉法人等利用者負担軽減制度等があります。

■ 介護保険サービスの利用者負担割合の変更について

介護サービスの利用者負担は1割負担(一定以上の所得がある方は2割負担)ですが、現役並みの所得 がある方の負担割合が、2割から3割に引き上げられます。(平成30年8月施行)